

兵庫商社と「商人会社」

白 坂 亨

目次

問題の所在	1
1 兵庫商社設立へ向けて	2
2 兵庫商社の評価	4
3 福澤諭吉の「商人会社」	5
結びにかえて	6

問題の所在

本稿は、わが国における株式会社制度の発達に関する研究の一節となるものである。この研究においては幕末における欧米からの株式会社制度の導入に際し、とりわけ株主の有限責任制がいかに形成されていったかを検討する、検討に当って、まず兵庫商社の設立過程、及び内容を検討し、会社制度導入期の制度、仕組みを明らかにし、かかる後、当時の西欧における株式会社の知識を紹介した文献として福澤諭吉の「西洋事情」を検討することにより、導入期の会社の姿を明らかにすることを、その目的とする。

何故、このような問題を設定したのかという動機について触れておく。

話しあはれ飛ぶが、近年、過去に例を見ない、長期間にわたる不況期において、戦後日本の経済発展を支えてきた日本型資本主義の特徴は瓦解してしまったということには疑問の余地はないだろう。この間、相次ぐ企業不祥事や、経営破綻、不良債権処理に伴う政府による税金投入といった事象に対して、たとえば、リストラクチャリング、コーポレート・ガバナンスであるとかグローバル・スタンダードというような用語がキー・ワードとなって、企業経営のスタイルが明らかに変わってきた。

もちろん、経営の透明性が増した側面もあるものの、よりいっそう不明確、もしくは複雑になって見えにくくなってしまったものに、株主の権利と責任があると考えられる。

本来、近代株式会社の要件としては、株式の有限責任性と売買の自由が保証されたうえで、株主による会社の所有と経営者による経営が分離することがあげられるが、日本においては会社が誰のものかということについては、幕末の株式会社制度導入期より、建前となる制度と経営実態にズレが存在しながら、時の政治・経済状況に大きく影響を受け、十分な検討がなされずにきたのではないかという疑惑が、本稿の問題設定の動機である。

このような動機のもと、以下、設定した問題を解決すべく、兵庫商社のありようとその評価、また残る問題を浮き彫りにする。また幕末期に会社というものも紹介し、ベストセラーとなった経済文献、『西洋事情』についても問題点を明らかにしていく。

1 兵庫商社設立へ向けて

一般的に、『明治財政史 第十二巻』にいわれる「維新前ニ在リテハ人民営業上合力併資ノ習慣ニ乏シク唯僅カニ組合ト称スルモノアリシニ過キス而シテ其ノ名ノ世ニ著ハレタルモノハ三井組、島田組、小野組等ノ数個ニ過キス其他或ハ組合或ハ仲間ト称スルモノアリシモ概ネ同業者ノ聯合セシモノニシテ特ニ年会若クハ月会ヲ設ケ相親睦シテ営業上ノ便益ヲ謀ル」程度の組織で、これらの組織は「合名会社又は組合に類するものⁱⁱ」であったとされたと認知されている。

「徳川時代に於ける企業は一般に単独企業形態によりて経営せられ、今日見るが如き会社なるものは殆んど存在しなかつたⁱⁱⁱ」のであるが、株式会社組織の欧米からの導入は、明治維新政府によるものではなく、実は体制末期の幕府であった。つまり、わが国における会社形態導入の先鞭をつけたのは江戸幕府によって設立された兵庫商社である。

この兵庫商社は1860年の遣米使節に参加した小栗上野介らによって1867年に幕府に献策された「兵庫御開港に付商社取建方并御用途金見込之議申上候書付」を受けての組織である。まずはこの兵庫商社の構造について理解するために、この書付の前半部分をつぶさに検討してみたい。

まずこの書付は以下の書き出しからはじまる。

「この度兵庫港御開港相成るべきに付ては、これまで長崎、横浜両港の仕来たりにては、開港に相成り候度毎に御損失に相成り、西洋各国において港を開き、政府の利益を得候方法とは相反し、實に恐入り奉り候次第、右は全く商人組合の仕法これなく、薄元手の商人ども、一己々々の利慾にのみ耽り候故の儀と奉存候。はたまた兵庫ならびに大阪へ外国人居留地御取設け相成候に付ては、両所地平均、築立等にて、およそ二十万両程は相掛り申すべし。その余運上所、波止場、常夜灯、掃除方役々、御役宅、西國往還西宮より兵庫までの間道附替、そのほかに惣計いたし、八、九十万両は当年の御出方に相成り申すべし。もっとも地平均、築立等は、居留地御貸渡しに相成り候えば、御入費元高は相返り申すべく候えども、借受人急速これなき候節は、一時に繰戻し候訳には參り申さず、運上所以下御用途金は、年々税銀にて、御仕埋のつもりには候えども、これ等も一時に繰戻しかね申すべし。ともかくも、差向き候処、当年だけにて八、九十万両の御出高にこれあり申すべく候処、近來御多端の折柄、御用途も相嵩み、当年中にて八、九十万両の臨時御出高容易ならざる儀にて、たとえ御差繰り相成り候とも、当節の形勢少しも御貯蓄に相成り置き、非常の急需に御差向け置の方しかるべき、就ては、右御開港に付き、商社取立方ならびに御用途金出方の儀勘弁仕り、存じ付き候儀、左に申し上げ候。^{iv}」

つまり、これまでに開港した港においては、小規模な商人がおのれの欲のみの行動をとっていると断じた上で、兵庫開港にむけての社会資本の整備には多額の資金を必要となる。そこで小栗の考える商社設立を訴えるわけである。

次いで小栗の構想した商社について説明がなされる。

「一、大坂町人どもの内、身元宜敷き者二十人程人撰仕り、兵庫開港場交易商人頭取申し渡し、右の者組合商買取引いたし、その余望の者は、右二十人の組合に入り取引致し候つもり、一体、交易筋は、商人ども一己の利益のみを貪り、薄元手の者ども互いに競い取引いたし候様にては、元手厚の外国人のために利権を得られ、當時横浜表商人の如く、今日僅かに千金の益あり候とも、明日直ちに一万の損失出来候儀は、全くは、商人組合に申さず、一己々々にて取引致し候より右様の次

第に陥り候儀、右は承認一己の損失ばかりの様に相見え候えども、一商人その利を得ざるは、一夫そのところを得ざると同じ利にて、即ち御国内において、それだけの損失に相成り、十商人の損失もその高だけ御国の損失に相成り、遂に全国の利権を失し、外国商人のために蔑視され、西洋商人のために、東洋において貨殖の地を与うる儀にて、實に嘆息の次第に御座候。就ては、外国人と取引いたし候には、いづれにも外国交易の商社（西名コンペニー）の法に基き申さず候わんでは、とても盛大の貿易と御国の利益には相成り申す間敷きと存じ奉り候。^v」

つまりは、大阪商人20人を選んで兵庫開港場交易商人頭取に任命し、協同で貿易業務を営ませるもので、他にこの貿易業務を望むものがいれば、この「組合」に参加して業務を行うというものである。貿易業務の独占組織であるが、これは小栗からすると小資本家がそれぞれ自分の判断で貿易業務を行おうとしても外国資本を儲けさせるだけで国益に反する状況であるとの判断がある。そこで必要なものが商社であると説くわけである。

次に書付は資金調達について述べている。

「一、御用途金出方の儀、およそ百萬両と見込候て、前文申上候通り、当年中、臨時御出高にては、御差繰りも如何これあるべき哉。差向き候處、六月下旬よりはそれぞれ目論見仕申さず候わんでは、間に合い申す間敷く、即今莫大の金高御入用に付き、勘弁仕り候處、右は前書町人どもより金子為差出させ、右にて支払置き、おいおい御仕埋の方と存じ奉り候。去りながら、大阪商人ども、これまで上納金も致し、且は只々御用の申し渡しのみにては、利益を以て生業と致し候商人、たとえ如何様の引当手形相渡し候ども御請申上候儀はこれある間敷く、就ては、兵庫港諸式御入用金の廉を以て、百萬両の金札、右町人二十人程の者どもより差出し候儀御免許に相成り候わば、町人共おのれの利益これあり候事故、御請け申上げ候様相成り申すべく候。もっとも二十人にて百萬両は、大数の如く候えども二十人商社頭取に相成り候事故、五畿内は申すにおよばず、近國の内には加わり候者これあり、就中東西近江の豪商ども右組合に属し申すべく候間、百萬両位は出来申すべしと存じ奉候。もし又右にても危ぶみ候様にも候わば、右の内より御用達し渡し、税金取立役所に出張せしめ、取立の税銀立会いの上御預けに相成り候わば、日に月に元金入りに相成候間、危ぶみ申す間敷く候。横浜表、當時税銀おおよそ一ヵ年百万両余はこれあり申すべく、兵庫は新港の事ゆえ、三分の一と見込み候ても、三ヶ年程には皆済相成り候てもしかるべき存じ奉り候。

但し、開港御用途金は百萬両と見込み候は、おおよそにて、右程は懸り申す間敷く候えども、御用途残りは、平常御入用の急需へ一時御縛合わせ相成り候てもしかるべき存じ奉り候^{vi}」

これは必要な資金を前述の頭取に任じた有力商人20人に資金を出させるものであるが、それまでの上納金方式の資金調達方法ではない。小栗はこの献策の中で、これまでにも課されてきた上納金をさらに求めての必要な資金を調達することは不可能であると判断し、商人が新たに資金を出すための仕組みを用意したのである。それは出資と引き換えに出資額に応じた金札発行の枠を与えるというものである。これにより商人は出資に対するリターンを見込んで出資に応じるというものである。幕府は関税収入によって、この調達資金の返済に充てるというもので、小栗は横浜の関税額からすれば3年で完済できるとしている^{vii}。

この献策を受けた形で兵庫商社は1867年に6月に設立される。献策のとおり、大阪の有力商人が20人が商社御用を命ぜられている。ただ菅野和太郎氏によれば「彼等二十名は商社御用を仰付かつたものゝ、内心快しとしなかった^{viii}」ようで、この仕組みは当時としては画期的なことであったが、

それでも大阪の商人にはなかなか受け入れられず、「大阪の富豪は不本意乍ら余儀なく商社を設立せざるを得ざる^{xv}」ものであったようで、かなり無理をして商人をかき集めた様子である。参加者を募るために商社御用聞の役を命じ、「御用聞の名は美しいが、其の実は商社の加入者となって、出資せよとの意に他なら^{xvi}」ず、強引な姿勢がみてとれる。この強引さは金札の普及についても現れている^{xvii}。実態は、頭取に命ぜられた商人「自身が商社の実務に当ったのではなく、多くの場合夫れぞれ其の番頭をして代勤せしめた^{xviii}」状況であった。

2 兵庫商社の評価

幕府の兵庫商社に対する姿勢にもかかわらず、設立後半年で破綻する。会社組織の導入は（もっとも周知の通り、この兵庫商社は設立時の政情不安により実質的には殆んど機能しなかった）、幕府による支配の経済的手段としての色彩が強くにじみ出ており、資本の集中の必要性を重視するあまり、いわゆる株主の地位、権利についての規定はない。

この兵庫商社の組織について、菅野和太郎氏は、この兵庫商社を「外国資本主義の侵入に対抗するの策を講ずるに至り、其の対抗策の一つとして現れしもの^{xix}」と捉え、「元来コムパニー即ち会社に倣ひて設立されたものであったが、其の実質は会社でなかったと断ぜざるを得ない^{xx}」と評価している。

新保博氏は、「兵庫商社は『外国交易の商社（西名コンペニー）の法に基』くものとされているが、商社に加入の商人は各自の責任と計算において貿易をいとなむべきものであり、商社はこれら貿易商人を規制しあるいはかれらに貿易金融をおこなうにすぎなかつたから、実質的には仲間組合の域を大きく出るものではなかつた^{xxi}」と菅野氏と同様の評価をする。

また、この兵庫商社についてはアーネスト・サトウが、この兵庫商社設立の目的を、幕府が「内外の貿易を組合の設立によって統制しよう^{xxii}」としたもので「理論的にはいかなる長所があろうとも、西洋の思想とは全く相いれないもの^{xxiii}」としている。

しかし、一方で坂本藤良氏は積極的に兵庫商社を評価し、小栗上野介を「日本最初の株式会社（兵庫商社）の設立^{xxiv}」したとし、兵庫商社の意義を以下の理由により「初期の株式会社のひとつ、または日本の株式会社の原型と称しても決して不都合ではない^{xxv}」とする。

つまり、

- ① 一般出資者についての有限責任の暗黙の諒解、
- ② 広範囲に一般出資者を募った事実、
- ③ 出資の自由な解除、
- ④ 一般出資者から独立している役員の任命、等々^{xxvi}

の条件を満たしているというものであるが、ここに一つの基本的かつ重要な問題が存在する。菅野氏も、新保氏もそして坂本氏も指摘していないが、この兵庫商社で調達された資金は果たして自己資本（現在でいう株主資本）なのかということである。

書付の文面をそのまま見ると、大阪の商人から差し出された資金を返済することになっている。海外渡航経験者である小栗が「外国交易の商社（西名コンペニー）の法」では「返済義務の有る株式」を想定したのだろうか？

3 福澤諭吉の「商人会社」

ここで、話しが飛んでしまう觀を呈することを敢えて恐れずに、福澤諭吉の『西洋事情』より「商人會社」を取り上げる。

「一 西洋の風俗にて大商賣を為すに、一商人の力に及ばざれば、五人或は十人、仲間を結て其事を共にす。之を商人會社と名づく。既に商社を結べば、商賣の仕組み、元金入用の高、年々會計の割合等、一切書に認めて世間に布告し『アクション』と云へる手形を賣て金を集む。其の法例へば商賣の元金百萬両入用なれば、手形百萬枚を作り、一枚の價を一両と定め、自國他国の人々に拘はらず、此手形を買ふものには商社より年々四五分の利息を拂ひ、且其商賣繁昌して利潤多ければ、右定めたる利息の外に別段の割合を與ふべしとの約束を為す。或は商社にて速に金を集めんと欲するときは、定價一両の手形を三歩又は三歩二朱にて賣ることもあり。手形を買たるもののは商社より隨意に元金を取返すことを得ずと雖ども、若し一時に金の入用あれば世間相對にて手形を賣るべし。且其商賣よく繁昌して年々定式の利息の外に別段の割合多ければ、手形も自ずから高價となり、最初百両にて手形百枚を買たるものも、世間賣買の相場にて百三四十両にも賣るべし。商人會社を結ぶに、其政府に告げ、官許を受けざれば行ふべからざるものあり。即ち鐵路を造り傳信線を通じ通船の川を掘る等、總て其國の土地に關るものはなり。此類の事を為す者は、先づ政府に願ひ官許を受けて後、はじめて手形を賣る可し。官許を受たる商社は分散するを得ず。若し此商社分散するときは、其賣たる手形の代金を政府より償ふの法なり。故に初め商社より政府に願ふにも、其元金に相當すべき引當なければ、官より商社を結び手形を賣るを許さず。

○又商社に自分の元金あれども商賣を企るに足らずして、其不足丈けを手形に作り金を集めることもあり、其法手形を買たる者に定りの利息を拂ひ、年々別段の割合を與ふるは上に云へるものと異なることなしと雖ども、此商社は既に金を集めて事を始れば、其時より年々手形の元金を返す。譬へば手形千枚を賣れば年々五十枚宛の元金を拂ひ、二十年にて元金皆済となり、商賣の株は全く商社の有となるなり。手形の元金を拂ふ法、手形千枚あれば千枚に番號を附て毎年闇を取り、此闇に當る者は初め手形を買たる丈けの元金を受取り商社の組合を離る。故に此手形を世間相對にて賣買するとき、其元金より高價に買ふものあれども、若し之を買て其年域は翌年にも右の闇に當り、手形の元金を受取て商社の組合を離れば、高價に買ひしだけ其者の損亡となるなり。

右は西洋各國に行はるゝ商社の通法大略なり。總て商船を造て外國と交易し、飛脚船を以て世界中に往来し、為替問屋を設て各國と互に取引を為し、鐵路を造り製造局を建て瓦斯燈ヲ設る等の大商賣より、國內の諸商賣に至るまで、皆此商社を為す所なり^{xxi}。」

この「商人會社」で扱っている「商社」が当時の西洋のコンペニー、現代の株式会社であることは明らかであるが、そこで調達される資金は『アクション』という「手形」で調達されるという。この「手形」は「商人會社」の中で20回ほど使われているが、問題はこの『アクション』という「手形」である。当然のことながら、この『アクション』という「手形」は現代の株式会社の「株式」を指すものであるはずであるが、「商人會社」を読むと様子がおかしい。

勿論、「商賣繁昌して利潤多ければ、右定めたる利息の外に別段の割合を與ふべし」、「手形を買たるものは商社より隨意に元金を取返すことを得ず」といった記述は現行の株式にも通じる記述であるが、「手形を買ふものには商社より年々四五分の利息を拂ひ」とか「商社は既に金を集めて事を始

れば、其時より年々手形の元金を返す」、「手形千枚あれば千枚に番號を附て毎年圖を取り、此圖に當る者は初め手形を買たる丈けの元金を受取り商社の組合を離る」といった記述は株式を説明するものとはいえず、どうしても社債を説明するものである。

株式会社の知識を日本に導入しようとして同じ時期に海外に渡航した小栗上野介と福澤諭吉。一体、どういう理由で二人の株式会社の大前提である株式の理解が本来の株式の意味からずれているのだろうか？都合よく同じような誤解をしたのか？それとも二人で日本型株式会社の原型を作ろうとしたのであろうか？

結びにかえて

『西洋事情』初版は1866年に刊行されている。福澤諭吉がヨーロッパから帰国してから実に4年の年月がかかっての出版である。富田正文氏によれば、福澤諭吉の「後年の健筆から考えて、異様に長い歳月を費やしてゐる。もちろん原稿の整理、資料の調査に時日を費やしたことは察せられるが、それだけではなく、文久三年から元治慶應元年にかけての、國內の攘夷論全盛の風潮が、福澤をして本書（「西洋事情」－著者）の出版を躊躇せしめたであらう事情があつた^{xxiii}」ようで、西欧で仕入れた知識をそのまま忠実に書き示すことは、かえって株式会社の導入を困難とすると考えたのかもしれない。国内に移植可能な形に脚色が為されたと見る方が妥当であろう。

『西洋事情』刊行から遅れること1年、いわゆる黒船来航以降の政情不安の中で、勘定奉行の任をまとうしようとしていた小栗上野介。彼の考える幕府経済政策の切り札とも呼べる政策が兌換紙幣の発行であった^{xxiii}。小栗は兵庫開港に伴って、横浜開港に伴う失敗を繰り返さぬよう、切迫した事情のなかで、いかに局面を開いていくか。兌換紙幣政策を遂行するには正貨の担保が必要となる。兌換紙幣政策を採用して兵庫商社を設立するためには、自分が知る本来の株式会社の制度からずれた組織であっても、商人の参加を容易にし、必要資金を調達する手段として「返済」を前提にした資金調達による商社（西名コンペニー）を考えたと見るべきであろう。神長倉眞民氏はこの兵庫商社の設立の目的を、貿易振興は付け足しで、真意は「金札と引換に、正金百萬兩を捲き上げんとする魂膽だった^{xxiv}」としている。この説を裏付けるように、資金を提供する商人には一代限りで禄を与えたたり、旅行時の帶刀を許すなど特典を与えている。このような過剰ともいえる優遇措置がとられていることをみれば主たる目的が正金百萬兩にあったことに疑問を挿む余地はない。

歴史的事実をみれば兵庫商社は設立から一年もたたずに破綻する。大政奉還、江戸開城に伴いお役御免となった小栗は1868年4月その生涯を斬首という形で終える。が、兌換紙幣政策はその後の通商會社・為替會社、そして株式会社の要件を一應備えたはじめての組織として一般的に認知されている第一國立銀行と引き継がれていく。攘夷論が声高く呼ばれる中での『西洋事情』刊行と、兌換紙幣策を切り札とする小栗の経済政策に基く兵庫商社の設立は、西名コンペニーの組織を日本に導入する契機となった。

が、一方で、このような株式会社導入における経緯は、株式会社の株主の地位、権利についての知識の普及を現実の株式会社の普及よりも何十年も遅らせることとなつた^{xxv}。

- i 明治財政史編纂会 『明治財政史 第十二巻』1972年、吉川弘文館、323頁。
- ii 菅野和太郎 『日本会社企業発生史の研究』1966年、経済評論社、21頁。
- iii 菅野和太郎 同上書、19頁。
- iv 勝部真長他 2名 『勝海舟全集 5』1980年、経草書房、348頁。
- v 勝部真長他 2名 前掲書、348—349頁。
- vi 勝部真長他 2名 前掲書、349—350頁。
- vii 以下、書付はこの金札発行の仕組みについての説明がなされている。詳しくは勝部真長他 2名 前掲書、350—353頁を参照のこと。
- viii 菅野和太郎 前掲書、81頁。
- ix 菅野和太郎 前掲書、82頁。
- x 菅野和太郎 前掲書、86—87頁。
- xi 1867年8月には
「この度、兵庫御開港、商社御取開き相成り候に付ては、融通のため、この節より、金札当分の内通用仰せ出され候に付き、すべて通用金銀同様相心得、御年貢そのほか諸上納物に相用い候ても、苦しからず候間、五畿内近国とも、差支えなく通用致すべく候。もっとも右札正金に引換えの儀は、商社会所ならびに商社頭取そのほか用達ども方に於て引換え候筈にこれあり、引換えに付ては、歩割減等一切これなく候間、不取締の儀これなき様、正路に取引き致すべく候事。
- 右の趣、御料、私領、寺社領とも漏れざる様相触るべく候。」(勝部真長他 2名 『勝海舟全集 5』1980年、経草書房、358—359頁。)との文書が出されている。
- xii 菅野和太郎 前掲書、88頁。
- xiii 菅野和太郎 前掲書、108頁。
- xiv 菅野和太郎 前掲書、109頁。
- xv 新保博 「兵庫商社」『国民経済雑誌』第109巻第一号 1964年、神戸大学経済経営学会、5頁。
- xvi アーネスト・サトウ 『外交官の見た明治維新 下』1960年、岩波書店、46頁。
- xvii アーネスト・サトウ 前掲書、46頁。
- xviii 坂本藤良『小栗上野介の生涯』1987年 講談社、458頁。
- xix 坂本藤良 前掲書、480—481頁。
- xx 坂本藤良 前掲書、480頁。
- xxi 福澤諭吉 「西洋事情」『福澤諭吉全集 第一巻』1958年、岩波書店、296—298頁。
- xxii 富田正文 「後記」『福澤諭吉全集 第一巻』1958年、岩波書店、621頁。
- xxiii 小栗上野介の兌換紙幣政策において、資金を提供した商人は「富商から紙幣を受取った人民が、その紙幣をもって来て正金と引換を要求した場合には、それら商人はその引換に應じなくては不可ない。然るに、前に差出した百萬兩は、引換準備として蓄へられてあるわけではなく、幕府は兵庫開港の費用に使つてしまつてあるから、その紙幣を幕府へ持込んで、再引換を求むるわけに行かない。で、結局商社に加盟した富商は、前に百萬兩を差出した上に、また紙幣の引換金を用意せねばならぬといふ、二重の責めにかけられた。」
(神長倉眞民 前掲書、1936年、ダイヤモンド社、196頁。)

xxiv 神長倉眞民 『明治産業発生史』1936年、ダイヤモンド社、196頁。

xxv 株主の地位、権利といったものから所有と経営の分離、果ては近年のコーポレート・ガバナンスの問題まで、問題が出てくる歴史的背景をたどっていくと、この幕末の株式会社成立の時期までいきつく可能性も否定できない。